

第三次北本市障害者福祉計画（中間年の見直し）の策定について

北本市福祉部障がい福祉課

1 第三次北本市障害者福祉計画とは

障害者基本法第11条に基づき、北本市が取り組む障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

北本市は障害者計画の計画期間を、平成29年度から令和8年度までの10年間としています。

2 障害者福祉計画の背景

障害者基本法第11条により、市町村は障害者の状況等を踏まえ、「障害者計画」を策定しなければならないとされています。

これまでに北本市では、平成11年度に「北本市障害者福祉計画（計画期間：平成12年度から平成19年度）」を、平成19年度に「第二次北本市障害者福祉計画（計画期間：平成19年度から平成28年度）」を策定しました。平成23年度に第二次計画の中間年の見直しを経て、平成27年度に現在の「第三次北本市障害者福祉計画」を策定してきました。

障害者福祉計画は、計画期間が10年間と長期にわたるため、中間年に一度、計画の見直しを行うこととしており、令和3年度が第三次北本市障害者福祉の中間に当たることから、見直しを行うものです。

3 策定委員会について

国が策定している障害者計画策定指針において、「障害者計画には、障がい者団体、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の幅広い意見を反映させるように努めること」とされています。

そのため、計画を策定するにあたり、広く市民や関係者の皆様から意見を求め、障がいのある方のニーズに合った総合的な計画とするため、策定委員会を設置いたしました。

この策定委員会は、決定の機関ではなく、皆様からの意見をもとに計画策定の方向性や内容を整理することを目的としていますので、日頃から感じていることなどを、構えることなく伝えていただければと考えております。

4 策定のスケジュール

第1回策定員会を8月に開催し、計4回開催する予定です。その他、庁内の検討委員会を4回、パブリックコメントを経て、計画を策定する予定です。

5 最後に

新型コロナウイルスの感染対策に留意しつつ、会議時間を1時間から1時間半程度で開催させていただく予定です。事務局といたしましては、資料を事前に送付すること、ご質問には随時お答えすること等によりこれをカバーしたいと考えております。

ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。